

平成23年 第9回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年6月9日（木）午前9時15分

場 所：教育委員会室

平成23年6月9日

## 東京都教育委員会第9回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第53号議案 東京都文化財保護審議会委員の委嘱について

第54号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 言語能力向上推進事業について

(2) 平成22年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書について

(3) 平成22年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集及びインターネット等の適正な利用に関する活用の手引について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
	(欠席)
委員	大原 正行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
(書記)	総務部教育政策課長	黒田 浩利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第9回定例会を開会させていただきます。

本日、瀬古委員からは御都合により御欠席との届出をいただいております。

なお、竹花委員は、緊急の用件で多少遅れるとの御連絡をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。本日は、マスコミが朝日新聞社ほか3社、合計4社からの申込みがございました。また、個人は合計3名からの傍聴の申込みが来ております。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、よろしくお願いたします。

では、入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員に願いたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 4月28日開催の前々回第7回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第7回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということで取り扱わせていただきます。

前回5月26日開催の第8回定例会の会議録が机上に配付してありますので、次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしく願いたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第53号議案から第54号議案までにつきましては、人事等に関する案件でありますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件に

については御了承いただいたことにさせていただきます。

【委員長】 早速ですが、報告事項に入ります。

## 報 告

### (1) 言語能力向上推進事業について

【委員長】 報告事項(1) 言語能力向上推進事業についての説明を、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 報告資料(1)に基づき、言語能力向上推進事業について御説明申し上げます。

「1 趣旨及び内容」ですが、(1)から(3)に記載しています。(1)として、国では、新学習指導要領の実施に伴い、国語科のみならず全ての教科等で言語活動を充実することが求められており、本事業は、各学校がこの改定の趣旨の実現を図るものであり、思考力、判断力、表現力等、言語活動の向上に本事業は資するものであります。

(2)ですが、東京都では昨年度、猪瀬副知事をリーダーとして「言葉の力」再生プロジェクトが立ち上がりました。活字離れが言葉の力の低下に著しい影響を及ぼしている点を浮き彫りにし、言葉の力の向上を対応すべき優先課題として位置付け、局横断的に様々な事業を行っております。したがって、東京都教育委員会の言語能力向上推進事業は、その関連事業であります。

(3)ですが、こうしたことから、東京都教育委員会は、思考力、判断力、表現力等を育成し、生きる力を育むため、言語能力向上推進事業を開始する運びとなりました。

なお、本事業は、「10年後の東京」への実行プログラム2011にも明記されております。

都内公立小・中学校50校、都立学校15校を指定し、3年間同じ学校で取組を行っていただくものであります。取組内容については、この65校について、私どもが指定し

た必修の事項のほか、様々な特色ある言語活動に取り組んでいただきたいと考え、活動例を例示しております。例えば、図書館を活用した授業、体験や調べたことをまとめ、発表し合う学習活動、同じ本を読んで意見等を述べ合う学習活動、弁論大会等、こうした言語活動を通じて児童・生徒の言語能力の向上を図るものであります。

「2 推進校一覧」ですが、小学校39校、中学校11校、都立学校15校を記載してあります。

「3 平成23年度の主な取組」について御紹介します。「(1) 全校で実施する取組」として①から⑤を掲載しております。

なぜ、①読書活動を必修事項としたかということ、児童・生徒の言語活動の中でも、話すことや話し合うこと、書くことなど、表現活動の内容を充実させるために読書活動は必ず必要になると考えたからです。

②書くことに関する学習活動を必修とした理由ですが、書くことは、考えるための極めて優れた活動であり、論理的な思考力、表現力を育てる上で極めて有効な活動と考えたからです。

③専門家を招へいした教員研修を実施することを必修としました。児童・生徒の言語能力を高めるためには教員の指導力向上が必要であるため、こうした専門家を招へいした教員研修を実施するため、小・中学校では年10回、高等学校では年4回の予算組みをしております。

④専門家による児童・生徒対象の授業を必修としました。この理由は、その道の大家から直接手ほどきを受けることは、児童・生徒の刺激になるためです。

⑤広く都民に公開した授業公開を必ず実施してほしいということを示してあります。

「(2) 特色ある取組(予定)」として①から⑧まで記載しましたが、このほかに、学校で新聞を教材として活用する取組であるNIEを行う学校として、武蔵村山市立第八小学校、武蔵村山市立第五中学校、都立町田高等学校等があります。

資料の2枚目は、平成23年度における主な取組、小学校39校の一覧です。3校ほど御紹介申します。渋谷区立広尾小学校では、併設の幼稚園と一緒に、子供たちの8年間を見直した共同研究を行い、「言語能力」を育成していきたいと考えて計画しております。東村山市立青葉小学校では、児童の「書く力」の育成のため、全校で、

観察文、記録文、新聞作りに取り組む予定となっております。奥多摩町立古里小学校では、高学年対象の俳句教室を、専門家を招へいた土曜授業において実施し、保護者も参加できる取組を行っています。また、保護者と連携した読書活動を推進し、具体的には、読み聞かせや親子読書などを行う予定です。

資料の3枚目、中学校、高等学校の一覧で代表的な例を御紹介します。立川市立立川第二中学校では、「クリティカル・リーディング」に取り組めます。確かな根拠に基づいて、評価しながら情報を読み取る学習活動である「クリティカル・リーディング」が言語能力を向上させる上で有効であることは、「言葉の力」再生プロジェクトの中でも指摘されているところです。

多摩市の落合中学校では、全ての教科等で音読を重視した活動に取り組めます。生徒に各教科の指導で音読させると、漢字だけでなく、「てにをは」を間違えて読む児童・生徒が相当数いることに着目し、全校で音読を重視した取組を展開するものです。

高等学校等の例として、都立西高等学校では、論理的思考力、表現力を育むためにディベートを授業の中で積極的に実施し、2月には公民科、3月上旬には英語科のディベートを授業公開する予定です。また、同校では、学校指定の学校選書から年間25冊の読書を行うなどの取組も継続的に実施してまいります。

都立南多摩中等教育学校では、土曜日に保護者や地域の方々を対象として、生徒が様々な形で総合的な学習の時間の学習成果をプレゼンテーションすることを計画しております。

他にも紹介したい学校は多数ありますが、時間の関係で省略いたします。

資料の1枚目の「4 期待される効果」です。推進校における系統的・組織的な指導計画を実施することを通して、優れた指導実践、開発教材等を全公立学校へ普及・啓発してまいります。また、こうした教材の全校普及・啓発を通して、全公立区学校における言語能力向上に資する取組を定着させていきたいと考えております。

「5 今後の予定」です。今年度の予定として、既に5月16日に1回目の連絡協議会を開催しました。文部科学省から教科調査官に来ていただき、「新学習指導要領全面実施と言語に関する能力の向上」と題して講演をいただくとともに、事務局から事業を進めるに当たっての留意点について説明をいたしました。また、65校全ての全推

進校への指導訪問を行い、言語活動の質を高めてまいりたいと考えております。既に14校への指導訪問を実施し、各学校の取組について様々な示唆をしております。また、「言葉の力ー言語能力向上推進事業ニュース」を発信し、事業に対する内容等を東京都のホームページにも記載しています。

平成24年度の取組として、中間まとめの形で推進校の研究成果をまとめた指導資料を作成します。そして、平成25年度には、実践発表会を開催していきたいと考えております。学校関係者はもとより、広く都民を対象に研究成果の普及・啓発を図っていきます。特に平成25年度は、こうした取組により、推進校等においてどのくらい言語能力が向上したか、様々な切り口から検証を加えていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの報告に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【内館委員】 大変良い取組であると思います。とにかく、声が小さくて、語尾が消えるんですね。資料にディベートなどの事例が載っていますが、それは是非行うべきだと思います。大学生でも語尾が消えます。「もっと大きな声ではっきり言いなさい。」と言いますが、小さな声で「あ、すいません。」と。ですから、是非いろいろな形でこれを実施していただきたいと思います。

質問は、この推進校は、平成25年度以降は、また違う学校で実施していくわけですね。

【指導部長】 はい。平成25年度から先の取組については今後考えていかなければいけません。事務局としては、継続的に拡充を図ってきたいと考えております。

【委員長】 私からも1点質問があります。「5 今後の予定」で、平成24年度の取組として「推進校の研究の成果をまとめた指導資料の作成・配布」の記述がありますが、これはどこで行うのですか。

【指導部長】 65校それぞれの研究のまとめを基に、私どもが指導資料を作成し、全都に配布いたします。

【委員長】 指導資料を作成するに当たり、推進校の研究の成果と、それぞれの学校が自らの取組をどのように評価しているかがわかる資料を一度出していただくとよ



ろしいかと思えます。

【指導部長】 失礼いたしました。平成23年度の取組として、1年次の取組状況のまとめを検証していただくことを考えております。

【委員長】 わかりました。

【内館委員】 この推進事業を始めようと考えたきっかけは、恐らく、何か危機的な状態を感じたからだと思いますが、それは具体的にどのようなことだったのでしょうか。

【指導部長】 学習指導要領が変わって、全ての教科等で言語活動の充実が提唱されたことはもとより、東京都の学力調査を継続的に実施しておりますが、読み解く力、表現力などは課題があることがわかりました。私どもとしては、まずこの点を何とか向上させたいという思いがありました。言語能力の向上は、読書と極めて関連性が深いということで、こうした事業を立ち上げようとしているところに、局横断的に行っている「言葉の力」再生プロジェクトがありましたので、そこと連携を図っていくことになりました。

【内館委員】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については、報告事項として承ったことにさせていただきます。

(2) 平成22年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書について

【委員長】 報告事項(2)平成22年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書について、説明を、同じく指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)に基づき、「平成22年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書について」の御説明をします。

インターネット・携帯電話の実態調査につきましては、平成20年10月9日の定例教育委員会で報告したところですが、今般、今年1月から2月、昨年度末に実施したインターネット・携帯電話利用に関する実態調査結果がまとまりましたので御報告しま

す。

「調査方法及び調査対象等」に1、2、3と示してありますが、調査方法として、2パーセント程度を抽出し、質問紙法で実施しました。調査実施校は、都内公立学校171校で、内訳及び回収数については、示されているとおりです。平成20年度の調査では42校の抽出でしたが、今般は171校を抽出し、95パーセント以上の回収率で、信用を得るに十分な数で実施しました。

続いて、「携帯電話・インターネットの利用状況」は児童・生徒が対象の調査項目です。平成21年度、携帯電話を使っているのは全体で59.2パーセントでしたが、括弧内の平成20年度の調査結果では57.4パーセントでした。以下、小学校から特別支援学校まで見ていただきますと、ほぼ横ばいの状況と考えております。ネット接続コンピュータについては初めて調査したものですので、平成20年度との調査比較は出ていません。このような形で、小学校の児童では約40パーセント、中学校の生徒では約70パーセント、高等学校の生徒では約100パーセントの者が携帯電話を持っている状況になっております。

資料2枚目の別紙1を御覧ください。ここでは詳細な分析をしております。左側の上段に「通話時間(分)」とありますのは、一日の通話時間の平均を棒グラフで表しております。全体で、平成20年度は9.9分、平成22年度は10.2分となっております。以下、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の順に示してありますが、携帯電話を、ほとんど電話の機能として扱っていないことがおわかりいただけるかと思えます。

その右側は校種別割合の表です。携帯電話を用いて通話を「ほとんどしない」、「30分以内」が90パーセント以上です。1時間、2時間、2時間超の長電話は非常に少なく、電話としての機能よりも、インターネット端末としての活用が極めて多いことが証左されました。

2段目の棒グラフを御覧ください。一日のメールの送受信回数の平均を示しております。全体で、平成20年度は16.2回、平成22年度は11.6回ですので、全体的に減少しておりますが、右側の校種別割合を御覧いただきますと、30回を超えるメールの送受信が全体で13.4パーセントあります。特に学年が上がるにつれて多くなり、中学校では30回以上が19.7パーセント、高等学校は15.9パーセント。中学校では、5人に1人

が1日に30回以上のメールの送受信をしていることとなります。これはどのような状況なのか考えますと、例えば、睡眠時間を7時間とした場合、起きている時間が17時間となります。17時間で30回のメールの送受信を行っているということは、1時間に2回、つまり30分に1回のメールの送受信をしていることとなります。このように、一日のメールの送受信回数が極めて多い者がいます。

下段の棒グラフ、一日のサイト閲覧等の時間(分)を御覧ください。全体では、平成20年度は32.2分、平成22年度は28分、携帯電話でサイトを閲覧している実態がありました。やはり学年が上がるにつれて携帯電話によるサイト閲覧が増え、高等学校では断然多くなっております。ちなみに、どのようなサイトを見ているかという点、小学校では音楽やゲーム、中学校では音楽や動画サイト、ブログ、プロフなど、高等学校ではそれに加えてコミュニティサイトやショッピングサイトなどが入ってきます。右側の校種別割合の表を御覧いただきますと、2時間を超えて携帯電話でインターネット接続している割合が、高等学校では20.7パーセントあります。

資料の1枚目にお戻りいただき、「フィルタリングの活用」についてです。これは平成20年度も調査を行いました。平成22年度の調査により、フィルタリング機能を活用している実態が平成20年度と比較して明らかになりました。全体として、平成20年度は30.7パーセントでしたが、今般は全体で44.5パーセントとなり、フィルタリング機能を活用している率が14ポイント上昇しております。

この背景として、青少年インターネット環境整備法が平成21年4月1日から施行されて、フィルタリング機能を付けることが事業者には義務付けられております。ただし、保護者からの要請があればそれを外すことが可能となっております。こうした法整備が進み、また、私どもが平成20年10月9日の定例教育委員会でこの実態調査結果を報告するとともに、児童・生徒、保護者、学校の教員、事業主に対して、携帯電話を持つ必要はないと考えている、どうしても持つ場合はフィルタリング機能を活用する、親子できちんとルールを決める、学校への持ち込みは好ましくない、そうした内容のアピール文を発した成果もあるのではないかと事務局としては考えております。

続いて、「携帯電話を持ち始めた時期」です。平成20年度調査では小学4年生以降のデータしかありませんでしたが、平成22年度では入学前から調査してみたところ、

以下のような実態が明らかになりました。小学3年生から中学1年生の段階で伸びておりまして、全部足し合わせると67パーセント、約7割の子供が小3から中1の間に携帯電話を持っていることとなります。したがって、我々がこれから啓発していかなければいけないのは小学2年生で、小学3年生になる前にきちんと啓発していく必要があります。もっと言えば、小学校入学の頃からきちんと、保護者に対して、アピールについての周知徹底を図っていかなければいけないと考えております。

「携帯電話の利用のルール」です。これも平成20年度も調査しておりますが、全く同じような状況です。平成20年度も平成22年度も、親はルールを定めた、決めたと言っていますが、子供にはその認識がないという乖離<sup>かいり</sup>があります。「決めている」と親が答えている割合が73.6パーセントですが、子供は「決めている」と回答しているのは45.5パーセントで、差が28.1ポイントあります。このような形で、親はルールを決めている、約束したつもりでも、児童・生徒には十分に受け止められておらず、認識のずれがあると考えております。

「トラブルの経験」の表を御覧ください。これは児童・生徒対象の調査ですが、トラブルは、68.8パーセント、全体の約7割の児童・生徒は「ない」と答えており、「ある」と答えた者が15パーセントです。校種別割合では、平成20年度は18.9パーセントの児童・生徒が何らかのトラブルを経験したということでしたが、15.0パーセントに減少しております。小学校、中学校、高等学校別に見ますと、括弧内が平成20年度で、トラブルは減少してきていると考えております。ちなみに、平成22年度調査では、小学校の12人に1人、中学校の5人に1人、高等学校の4人に1人は、何かしらのトラブルの経験がある状況になるかと考えております。

トラブルの中身ですが、資料の3枚目、別紙2を御覧ください。「経験したトラブル被害の内容」として、上段に棒グラフ、下段にトラブルの内容を表に載せてあり、表は校種別の割合を記載しています。棒グラフを御覧いただきますと、一番上の「チェーンメールが送られてきた」から6番目の「悪口が書かれたメールが送られてきた」まではメール関連のトラブルです。また、この中には、不特定の相手からのメールの被害が上位3位に入っております。

数値としては下位になっておりますが、少し深刻と思われるものが下から6番目、

「出会い系サイトやアルバイト紹介サイトなどで脅迫されたり、嫌がらせを受けたりした」が3.7パーセントあります。あるいは、その下、「インターネットや携帯サイトで知り合った人に付きまとわれた」が3.7パーセントあります。数値は低いものの、脅迫や嫌がらせ、付きまといなどが生命の危険につながりかねないトラブルと考えております。

「その他」の回答が16.5パーセントとなっておりますが、これは、すぐに返信しないと友人に文句を言われた、抽選に当選したというメールが届いた、モデルとしてスカウトするというメールが届いたなどのものが入っております。

校種別割合を見ますと、ほとんど同じ傾向ですが、小学校では、4番目の順位として「悪口が書かれたメールが送られてきた」が11.6パーセントで、顕著な例となっております。中学校においては、「なりすましメールが送られてきた」が4番目に入っております。高等学校においては、「知らない人や団体からメールが送られてきた」が2番目の高い率になっておりますし、先ほど御紹介した出会い系サイト、付きまといが、6.3パーセント、5.0パーセントとなっております。

このことに関連して、「教職員の抱く児童・生徒への影響についての懸念」ということで、棒グラフと表が載っております。これは教職員対象のアンケート調査ですが、1位は、「インターネットや携帯電話の利用に関するトラブルに巻き込まれる」で、83.9パーセントの教職員が回答しております。また、「携帯電話がないと不安になったり落ち着かなくなる児童・生徒が増える」と回答している教職員が58.7パーセントで、子供たちの依存症についてかなり懸念しております。「その他」が3.7パーセントありますが、教員からは、家庭の教育力が低下する、体力向上・学力向上の妨げになるのではないかとといったような意見があり、「その他」の範ちゅうに入れさせていただきました。

資料の1ページにお戻りください。「今後の取組」として右下に記載しています。今後は、広く都民に対して情報モラル教育啓発用資料を作成していきたいと考えております。今年度中に行う取組として、情報モラル教育教材を制作します。啓発用DVDとして、小学校用、中学・高等学校用、保護者用の3種類を制作し、教員用のDVDを作製します。また、児童・生徒の実習用資料として、全ての児童・生徒に情報モ

ラル・情報活用能力に関する教材を制作していきたいと考えております。併せて、今年度は、親子参加型の討論会をフォーラム形式で実施していきたいと考えております。

2点目として、携帯電話や携帯ネット、インターネットの被害に対して、教員が効果的に指導できるように具体的な指導資料の作成・配布を行いたいと考えております。後ほど報告資料3で説明する中身です。

3点目として、学校非公式サイトの監視業務を継続して行いたいと考えております。説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がございますか。

よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――特に御意見がないようですので、報告として承ったことにしたいと存じますが、これは社会的も大変大きな問題ですので、今後とも是非、様々な調査を実施していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

報告事項の(3)に参りますが、今、指導部長から少し触れていただきましたように、同じ範ちゅうの報告事項であります。

### (3) 平成22年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集及びインターネット等の適正な利用に関する活用の手引について

**【委員長】** 報告事項(3)、平成22年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集及びインターネット等の適正な利用に関する活用の手引について、説明を、指導部長、よろしくお願ひいたします。

**【指導部長】** 平成22年度のインターネット等の適正な利用に関する指導事例集と活用の手引について、報告資料(3)と冊子も若干参照しながら御説明申します。

東京都教育委員会では、平成21年6月から、都内公立学校全ての学校の学校非公式サイトの監視業務を業者委託により開始しております。その中身については、過去の教育委員会でも途中集計について御報告しました。こうした学校非公式サイトの監視業務を行うことにより、昨年度末までに、事業開始から約2万6,400件にも及ぶ不

適切な書き込み事例が検出されました。これらの事例等に基づいて指導事例集を作成しました。

参考資料1を御覧ください。これは、事業開始の平成21年6月から平成22年3月まで、287日間の監視結果の表です。真ん中の表を御覧いただきますと、「不適切な書き込みの分類の内訳（実数）」となっておりますが、右端にあります1万3,955件が実数です。中身としては、個人の情報を公開、不適切行為、他人の個人情報を公開、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、自殺の予告・自傷の予告や告白、犯罪・違法行為、家出の予告や告白などがありますが、事業を開始した平成21年6月から年度末までに1万3,955件が検出されました。参考資料2を御覧ください。平成22年4月から平成23年3月までの365日の間の不適切な書き込みの分類の内訳ですが、真ん中を御覧いただきますと、1万2,433件の不適切な書き込みが検出されています。併せて2万6,400余の不適切な書き込みがありました。

こうした書き込みについては教育委員会定例会でも御報告しましたが、不適切な書き込みは全て業者委託により学校名が特定できますので、学校に知らせます。東京都教育委員会指導部から、こうした不適切な書き込みがあったということを学校に知らせ、学校で指導し、未然に大きな被害にならないように対応してまいりました。

しかしながら、携帯電話だけではなくてパソコンから入力しているものも含むこのような不適切な書き込みを、全ての教員が把握しているわけではないので、子供がどのような書き込みをしているか、実態を教員に知ってもらうという狙いもあり、指導事例集を作成しました。それが、報告資料（3）の左側の「指導事例集等のねらい」に記載しており、各学校における情報モラル教育を充実させ、児童・生徒を有害情報から守る取組を推進するために作成しています。

「掲載している事例」に書いてありますが、右側に「実践的な指導事例とそれに基づく指導・啓発」として、不適切な書き込みの分類を、「違法・犯罪行為」から「その他」まで10事例で4校種、合計40事例を作成しました。この事例集の特徴として、各校種の事例を掲載するとともに、予想される問題、指導のポイント、関連事例、関連用語などを掲載しました。「活用の手引」は、どのような形で対応したらよいかということで作成しました。

事例集を御覧ください。4ページは、「違法・犯罪行為」の高等学校の例ですが、自分の家族に対して、「刺すぞ」、「死ぬ」といった殺傷をほのめかす書き込みを行った事例を取り上げております。当然のことながら、個人や学校が特定されないように配慮し、若干脚色してありますが、ほぼ同じような主旨で書かれております。推定ですが、高等学校の男子生徒がこのようなことを書いていると思われま。この事例が4校種にわたって載っております。

6ページを御覧ください。「(1) 事例からわかること」として掲載するとともに、「(2) 予想される問題」のところにも下線を引いてありますが、「実行の意志がなかったとしても、それが警察に通報されることによって、事件として取り扱われる場合があるため、発言には責任が伴うということを指導する必要がある。」や、「(3) 指導のポイント」のところにも下線が引いてありますが、「こうした書き込みについては、深刻な問題に発展することも考えられるため、学校非公式サイト等の監視業務における一律の削除要請を待たずに、生徒自身の手で削除するよう指導することが重要である。」と示してあります。

関連事例・関連用語は7ページに示してあります。

8ページを御覧ください。「自傷・自殺」における小学校の例が載っております。「(3) 書き込まれた内容」を御覧いただきますと、「タヒたい」とありますものは漢字の「死」を分解したもので、「タヒたい」は「死にたい」ということです。

以下、「自傷・自殺」に関する事例が特別支援学校まで載っていますが、12ページ、13ページには、「分析」として、特にリストカットは常習性があるため注意が必要であるということが書いてあると同時に、13ページの「関連用語」では、「タヒ……死という漢字を分解したもの」や「OD (おーでいー) (オーバードースの略) 薬物を過剰に摂取すること」なども載っております。

15ページには、「虐待・暴力被害」の中学校の例が載っております。虐待を受けているという書き込みを行っていた、中学校の女子生徒がいると推定できます。書き込まれた内容を読んでいただくと本当に目を覆いたくなるばかりのことが書いてあります。

以下、若干は脚色してありますが、こうしたものがサイトから検出されました。同



じように分析と関連事例等を示してあります。後ほどお読みいただければありがたいと思います。

なお、この指導事例集では、学校がそのサイトを削除要請する場合について、62ページ以降にその具体的な方法を記載してあります。

次に、「活用の手引」の説明をいたします。今、実際に御紹介しました事例集に基づきながら、このように指導していただきたいということで、特に2ページ、3ページを中心に御説明いたします。

この「活用の手引」には、指導事例集で取り上げた事例について、4校種別に掲載しておりますとともに、保護者や地域住民等への対応の仕方を掲載しております。学校で迅速かつ適切に対応できるよう工夫しており、左側には「事例」、「児童・生徒及び関係者に質問・確認すべき事項」、「校種別の特徴」について、右側の3ページには、「質問や疑問、苦情や要望などへの対応の仕方」として、保護者、マスコミ、地域住民等について書かれております。

全てこのような形で載せておりますが、こうした指導事例集と「活用の手引」は、インターネット監視を始めて今回初めて東京都教育委員会が作成しました。全国的にもこうした事例はないと聞いております。これらは全ての都内公立学校に配布させていただきました。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がございますか。

**【内館委員】** 「活用の手引」の3ページですが、例えばマスコミからの質問やいろいろな利用者からの質問があったりしたときに、「お名前とお電話番号を」と言うとガチャンと切れることが、100パーセント近くあります。私が朝青龍を叱責したときにたくさん来ました。うちの秘書が、「きちんと本人から連絡させますので、お名前とお電話番号を」と言うとガチャンと切れてしまうのです。そうすると、電話が切れてしまった段階で終わってしまい、その対処はもうどうしようもないことですが、困ったものです。

**【指導部長】** なりすまして連絡がある場合があるので注意していただきたいとい

うことで、このように書いてあります。

【内館委員】 本当にマスコミから電話がかかってきた場合は、「連絡方法を」と言えばきちんと答えるわけです。しかし、なりすましの場合は切れてしまう。現実になりすましが多いですから、そういうことを考えると、どのようにしたらよいものか。ここから先は、簡単にはどうにもなりませんけどね。

ただ、そういうことがあることは留意しておいた方がいいような気がします。

【指導部長】 わかりました。

【委員長】 参考資料には、「レベル中」、「レベル低」しか載っていませんが、注釈を見ると「レベル高」があって、事件性が極めて高く、警察への通報を要するものということのようですが、例えば指導事例集の4ページの例は「レベル高」には該当しないのですか。

【指導部長】 このレベル設定については、委託業者と私どもの間でよくすり合わせをさせていただいておりますが、本当に警察に至急通報しなければいけないものとして「レベル高」を設けております。このレベル設定についても、今後、見直しの必要があれば行わなければならないと考えております。

今、委員長からお話がありましたが、この2万6,000件にも及ぶ検出された不適切な書き込みについては、全部、指導部から学校に知らせています。学校で対応している点が効果を上げていると考えておりますが、「レベル高」に該当するものは、直ちに警察に通報するような状況のものかと考えております。

【委員長】 平成21年6月からの調査と、平成22年4月からの調査で、少しは減っていますね。レベル中に該当するものがかなり減っているので、今後も続けて監視する必要があらうかと思えます。また、レベル設定についても議論が必要ですね。その点については、今後の推移に応じて検討すべきであると考えます。

【指導部長】 はい、了解いたしました。

【委員長】 本件についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件についても報告として承ったことにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

6月21日(火) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会理事会、教育長協議会理事会

6月24日(金) 午後

アジュール竹芝

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会ですが、次回は6月21日火曜日午前10時から、教育委員会室を予定しております。

全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会・教育長協議会の理事会が、6月24日、アジュール竹芝で開催されます。木村委員長に御出席をいただきます。

以上です。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——

引き続き、非公開の審議に入ります。

(午前10時01分)